2026年1月29日（木）14時開催
こども家庭庁「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」助成申請説明会にて
ご質問いただいた内容

※1月30日18時35分更新（確認中だった【Q10】も解説済みです）

【Q1】利用者への告知や連絡に使用している公式LINEの課金分は経費対象となるか？
対象経費となります。通信費として申請ください。
【Q2】消耗品費について、会食形式とテイクアウト形式にしているが、その容器代は経費対象となるか？
対象経費となりますが、助成金対象期間内に使用するものに限定されます。まとめて購入したものを分けて使用する場合には、その割合（使用個数等）で算出してください。証憑書類（レシート、領収書等）は、まとめて購入したものを添付いただき、その割合のので算出して計算式がわかるように記載してください。
【Q3】別の助成同一費目で他から助成金を受けている場合、領収書はわければよいか？
同一費目での事業は対象外となります。たとえば、助成金を受けている事業が子ども食堂だとした場合、本事業では宅食やフードパントリーの実施、春休みの特別食堂開催など、異なる課目で明確に分けられる場合には、対象となります。
【Q4】この事業は特別開催としての助成金か？
基本的には助成金対象期間内に通常行っている事業が対象となりますが、助成金を活用しての特別開催も対象となります。
【Q5】アレルギーについてわからないこの場合は？どの範囲までやればよいか？
アレルギー対応については可能な限りとなりますが、アレルギー対応が難しい場合には、開催告知の段階で、アレルギー対応ができない旨をお伝えするなどの対応をしてください。以下、子ども家庭庁からのガイドラインを以下にご紹介いたします。 ＜食物アレルギーについて＞ ◆「学校給食における食物アレルギー対応について」などの資料を参考に、食物アレルギーを持つ方への対応について、緊急時の対応も含め、計画の段階でよく検討しておきましょう。 ◆食物アレルギーについて特別の対応を行わない場合は、事前にその旨を参加者に情報提供するようにしましょう。 詳しくは、厚生労働省「子ども食堂における衛生管理のポイント」にてご確認いただきご留意ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html
【Q6】ひとり親や困窮世帯等の確認は厳密でなくてもよいか？

個人情報の観点もあり、厳密に確認することはできないと思われます。現状、ひとり親や困窮世帯等の情報を掴んでいない場合には、地域の民生員、自治体や社会福祉協議会と連携して対象者に告知するなど、可能な方法で対象世帯に告知してください。または、開催案内をする際に、ひとり親家庭の方向けとして告知した後で、一般向けとして告知することで、把握していないながら、ひとり親家庭を優先する形で、ひとり親家庭等を対象にするとなど、対応可能な方法で、対象となるひとり親や要支援世帯のこども等が利用できるようにしてください。

【Q7】特別な配慮のある子どもへの継続的な支援について出すべき書類は？

これまでに自治体（都道府県・市区町村）と連携がある場合には、普段連絡をとっている自治体の担当課と担当者名、連絡先。委託又は補助を受けた実績がある場合には、連携してきた自治体の担当課と担当者名、連絡先、具体的なやり取りの内容（〇〇事案が発生した場合には適宜相談を行い、対応に当たっている）等をご提出ください。実績がない場合は、連携を行う予定の自治体の課・係と連絡をとった上で、課・係名、連絡先、連携予定内容をご提出ください。

【Q8】賃金について、本事業にかかる人件費については常勤の給料については経費対象外か？

常勤の方の給料は経費対象外となりますが、本事業によって特別に開催する等で、日常業務とは区別した形で計上できる賃金は経費対象となります。この場合、証憑書類として給与明細で明確に区別されていることが必要です。また、ボランティアの方について、日頃から支給している賃金等は対象となりませんが、賃金等が発生していない場合には、謝礼や交通費は経費対象となります。この場合には、受領書、領収書等が証憑書類となります。

【Q9】トイレットペーパーや洗濯石鹸などを配っているが経費対象となるか？

生活必需品として経費対象となります。例えば、利用者が30世帯いたとして、その30世帯全てに配布しても問題ありません。

【Q10】一人当たりのお弁当の場合、500円と別に40円の消費税がかかりますが、税込540円でもよいか？

食事等支援経費の基本は、1支援単位での算出となります。ご質問のように、例えば一人当たり540円で仮に30人の支援となった場合」、合計金額は16,200円となり、1支援単位500円で計算すると、32.4支援という算出になります。一人当たり735円で30人の支援となった場合」、合計金額は23,100円となり、1支援単位500円で計算すると、46.2支援という算出になります。食事等支援経費は、消費税込にて、支援人数に考慮することなく、支援単位で算出してください。なお、上記のように「32.4支援」「46.2支援」と端数になってしまう場合には、繰り上げて「32.4支援→33支援」「46.2支援→47支援」としてください。事業完了報告書での経費清算は、支援単位ではなく支出（実費）での計算となりますので、端数の誤差分は購入時に金額調整していただいて構いません。助成金の支払いは概算払いですので、事業完了報告書にて実際の費用を精査した後、助成金が確定するため、申請時より実際の費用が少ない場合には、差分の返還が必要となります。申請時より実際の費用が多くかかってしまった場合には、超過分の費用は各事業者様負担となります。（申請金額から概算で確定した助成金が上限となり、事業実施期間中に事業内容変更等により、実質の経費が増えたとしても追加で助成することはできません）申請時に算出した費用が、実際の支出より多くなると差額を返金、少なくなると持ち出しということになりますで、慎重に計画してください。

【Q11】協賛企業様や野菜果物をいただいた方に送るお礼状の切手代は経費対象となるか？

対象経費となります。通信費として申請ください。
【Q12】経費について、申請時は支援単位。報告時にはかかった経費という理解でよいでしょうか。それとも、申請時同様に報告時も利用した人数での支援単位での経費計算か？
申請時は支援単位で算出し、事業実施報告時はかかった経費でよいが、添付する証憑書類（レシート、領収書等）に基づいた計算となる。
【Q13】ひとり親家庭等には、児童養護施設や里親家庭で生活をしており、第三者とのつながりの薄いこどもたちは対象となるか？
支援対象となります。
【Q14】3月のパントリーの実施日が3/26です。25日までに購入を済ませていれば、26日のパントリーでのお渡しは助成対象となるか？
助成対象外となります。事業実施期間（2月18日～ 3月25日）内の開催が対象となります。
【Q15】現在、他から助成金を受けて週一回開催しているが、それ以外になにか開催するべきか？それとも通常開催の中でこの期間だけ切り離せば良いか？
その助成先の規約によりますが、事業実施期間にその助成対象から外れることができれば本事業の対象となります。現在の週一回開催とは別の開催を行う場合、それが現在受けている助成の対象外であれば、本事業の対象となります。